

◎新潟県訓令第13号

本 庁
地 域 機 関

新潟県職員服務規程（昭和35年3月新潟県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

平成29年10月3日

新潟県知事 米 山 隆 一

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第6号様式の3（第10条の2関係） （略） 育児休業承認請求書 （略） 注 1 請求に係る子の氏名、職員との続柄等及び生年月日を証明する書類（申請に係る子の戸籍抄本、<u>住民票の写し</u>、<u>母子健康手帳の出生届出済証明欄の写し</u>、<u>養子縁組届受理証明書</u>、<u>家庭裁判所等が発行する事件係属証明書</u>、<u>児童相談所長が発行する委託措置決定通知書等</u>）<u>又はその写し</u>を添付すること。 2～4 （略） （略）</p>	<p>第6号様式の3（第10条の2関係） （略） 育児休業承認請求書 （略） 注 1 請求に係る子の氏名、職員との続柄等及び生年月日を証明する書類（申請に係る子の戸籍抄本又は<u>住民票若しくは母子健康手帳の出生届出済証明欄の写し</u>）を添付すること。 2～4 （略） （略）</p>
<p>第6号様式の4（第10条の2関係） 部分休業承認請求書 （略） 注 1 請求に係る子の氏名、職員との続柄等及び生年月日を証明する書類（申請に係る子の戸籍抄本、<u>住民票の写し</u>、<u>母子健康手帳の出生届出済証明欄の写し</u>、<u>養子縁組届受理証明書</u>、<u>家庭裁判所等が発行する事件係属証明書</u>、<u>児童相談所長が発行する委託措置決定通知書等</u>）<u>又はその写し</u>を添付すること。 2 （略） （略）</p>	<p>第6号様式の4（第10条の2関係） 部分休業承認請求書 （略） 注 1 請求に係る子の氏名、職員との続柄等及び生年月日を証明する書類（申請に係る子の戸籍抄本又は<u>住民票若しくは母子健康手帳の出生届出済証明欄の写し</u>）を添付すること。 2 （略） （略）</p>
<p>第6号様式の6（第10条の2関係） （略） 育児短時間勤務承認請求書 （略） 注 1 請求に係る子の氏名、職員との続柄等及び生年月日を証明する書類（申請に係る子の戸籍抄本、<u>住民票の写し</u>、<u>母子健康手帳の出生届出済証明欄の写し</u>、<u>養子縁組届受理証明書</u>、<u>家庭裁判所等が発行する事件係属証明書</u>、<u>児童相談所長が発行する委託措置決定通知書等</u>）<u>又はその写し</u>を添付する</p>	<p>第6号様式の6（第10条の2関係） （略） 育児短時間勤務承認請求書 （略） 注 1 請求に係る子の氏名、職員との続柄等及び生年月日を証明する書類（申請に係る子の戸籍抄本又は<u>住民票若しくは母子健康手帳の出生届出済証明欄の写し</u>）を添付すること。</p>

こと。
2～5 (略)
(略)

第6号様式の9 (第10条の2関係)
(略)

自己啓発等休業承認申請書

(略)

注 1 この申請書には、次の書類を添付すること。

ア (略)

イ 大学等課程への入学又は国際貢献活動への参加を証明する書類（合格通知、大学等が発行する入学証明書、独立行政法人国際協力機構が発行する証明書等）又はその写し

ウ (略)

2～6 (略)
(略)

第6号様式の11 (第10条の2関係)
(略)

配偶者同行休業承認申請書

(略)

注 1 この申請書には、次の書類を添付すること。

ア (略)

イ 配偶者との婚姻関係等の事実を証明する書類（戸籍又は住民票の謄本又は抄本等）又はその写し

ウ (略)

2～4 (略)
(略)

2～5 (略)
(略)

第6号様式の9 (第10条の2関係)
(略)

自己啓発等休業承認申請書

(略)

注 1 この申請書には、次の書類を添付すること。

ア (略)

イ 大学等課程への入学又は国際貢献活動への参加を証明する書類（合格通知、大学等が発行する入学証明書、独立行政法人国際協力機構が発行する証明書等）

ウ (略)

2～6 (略)
(略)

第6号様式の11 (第10条の2関係)
(略)

配偶者同行休業承認申請書

(略)

注 1 この申請書には、次の書類を添付すること。

ア (略)

イ 配偶者との婚姻関係等の事実を証明する書類（戸籍又は住民票の謄本又は抄本等）

ウ (略)

2～4 (略)
(略)